

5 条 例 ・ 規 則

○鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月7日鳥取県条例第29号）

（目 的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設 置）

第2条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）を鳥取市に設置する。

（山陰海岸学習館の附置）

第3条 県民の海洋に関する知識の普及を図るとともに、体験学習等を通じて自然を大切にする心をはぐくむため、博物館に山陰海岸学習館を附置する。

2 山陰海岸学習館は、岩美郡岩美町に置く。

（開 館 時 間）

第4条 博物館（山陰海岸学習館を除く。以下この条、第6条及び第10条において同じ。）の開館時間は、午前9時から午後5時まで（4月1日から10月31日までの間における特別展示（博物館が主催して行う特別の企画による展示をいう。以下同じ。）の期間中の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下「休日」という。）にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。

2 山陰海岸学習館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの間における土曜日にあっては、午前9時から午後6時まで）とする。

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に前2項の開館時間を変更することができる。

4 教育委員会は、前項の規定により開館時間を変更するとき、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

（休 館 日）

第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

（1）月曜日（その日が休日である場合は、その翌日（その日が休日でない場合に限る。））

（2）祝日法に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日でない場合に限る。）

（3）12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、7月20日から8月31日までの間における月曜日（その日が休日である場合は、その翌日を含む。）は、山陰海岸学習館を開館するものとする。

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

4 教育委員会は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するとき、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

（利用の許可）

第6条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第7条 博物館においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 許可を受けずに博物館資料を模写し、又は撮影すること。
- (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (4) 許可を受けずに物品を販売すること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める行為

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第8条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）その他の博物館を使用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条又は第7条第1項第2号若しくは第4号の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(使用料の徴収)

第10条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第11条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(教育委員会規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

(以下附則省略)

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例及び同条例に基づく規則の規定によりされた許可その他の行為は、改正後の鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

(鳥取県立山陰海岸自然科学館の設置及び管理に関する条例の廃止)

- 3 鳥取県立山陰海岸自然科学館の設置及び管理に関する条例(昭和51年鳥取県条例第27号)は、廃止する。

別表(第10条関係)(平成17.4.1施行)

1 通常展示の入館料

区 分	金 額
個人(一般人に限る。)	1人1回につき 180円
団体(一般人の団体であって20人以上のものに限る。)	1人1回につき 150円

2 特別展示の入館料

展示に要する経費を勘案して教育委員会が別に定める額

3 展示室等使用料

区 分	金 額
第1展示室	1日につき 21,520円 半日につき 10,760円
第2展示室	1日につき 21,520円 半日につき 10,760円
第3展示室	1日につき 16,800円 半日につき 8,400円
講 堂	1日につき 8,600円 半日につき 4,300円
会 議 室	1時間につき 440円

備 考

- 1 この表中「1日」とは午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。
- 2 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用するときは、この表に定める使用料の額に、1時間につき次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料を加算する。この場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

区 分	金 額
第1展示室	1時間につき 2,690円
第2展示室	1時間につき 2,690円
第3展示室	1時間につき 2,100円
講 堂	1時間につき 1,070円

- 3 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料(備考2により加算した使用料を含む。)の額に当該額の2割に相当する額を加算する。

○鳥取県立博物館協議会に関する条例(昭和33年4月1日鳥取県条例第16号)

(設 置)

- 第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第22条の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(定 数)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

(任 期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解 任)

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中であってもこれを解任することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日条例第22号）抄

(施 行 期 日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(以下附則省略)

○鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年9月29日鳥取県教育委員会規則第7号）

(趣 旨)

第1条 この規則は、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号。以下「条例」という。）第2条の規定により設置された鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(内部組織及び分掌事務)

第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び担当（以下「係等」という。）を置く。

総 務 課	総務係・設備係
学 芸 課	自然担当・山陰海岸学習館担当・人文担当・普及担当
美術振興課	調査担当・美術担当

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総 務 課

- (1) 博物館の施設の管理に関すること。
- (2) 博物館協議会に関すること。
- (3) 庶務に関すること。
- (4) その他他課の所掌に属しないこと。

学 芸 課

- (1) 博物館資料（美術関係の資料を除く。次号及び第3号において同じ。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
- (3) 博物館資料の調査研究に関すること。
- (4) 山陰海岸学習館に係る資料の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。